

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育委員会 就学事務（学齢簿編製等）システムに関する開発支援業務委託

2 契約の相手方

PwCコンサルティング合同会社

3 随意契約理由

現在の本市就学事務システムは、現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムであり、メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月末をもって稼働終了となるため、就学事務システムに関しては令和8年1月までに「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」を構築する必要がある。

PwCコンサルティング合同会社（以下「同事業者」）は、総合評価一般競争入札により、「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）として契約締結しており、本契約において、就学事務システム・就学援助システムの標準準拠システム移行支援や、データ連携機能をもつ大阪市教育共通基盤（以下「教育共通基盤」）の構築支援を行ってきた。同事業者は、既にプロジェクトに深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しており、問題にも迅速に対応することができる。

就学援助システムは入札不調により現行システムを継続利用することとなったが、就学援助システムと暫定システムの連携は、構築中の教育共通基盤を介して実施予定である。同事業者は、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図を理解しており、この知識を活かすことで、就学援助システムと暫定システムの円滑な連携が可能となる。また、システム設計の一貫性を保つためにも同事業者の継続支援が重要であり、特に、教育共通基盤を介したシステム間の連携においては既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育委員会 就学事務(学齢簿編製等)システムに関する開発(オンライン機能等)
業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

現在の本市就学事務システムは、現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムであり、メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月末をもって稼働終了となるため、就学事務システムに関しては令和8年1月までに「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」を構築する必要がある。

就学事務業務を継続するためには、暫定システムの構築が急務であり、また、現行機能のうち最低限の機能である学齢簿編製のための「児童生徒情報のデータベース」を構築する必要がある。しかし、開発期間が限られていること等から、あらゆる可能性を検討して「児童生徒情報のデータベース」を構築することが求められており、標準化移行となる住基システムからデータを取り込みローコードプラットフォーム（以下、LCP という）により本データベースを構築するが、こうした手法にはいまだ前例がなく、多くの課題があるため、実行可能性を検証するため、受注者が実現のための検証を行う過程で懸案事項を抽出し、発注者と受注者が、1つ1つ丁寧に解決しながら暫定システム構築の方法を検討してきたところ、暫定システムの構築手法・範囲等の実現可能と判断できたため直ちにシステム開発に移行する。

就学事務システムは、株式会社N T Tデータ関西が、本市の就学事務に基づいて大阪市仕様の独自システムとして設計構築している。新たな調達が見込めない中で、現行システム機能を限定し暫定システムを構築するにあたり、システムの著作権について一部同社に留保されている箇所は設計資料等を第三者に開示することができない等、同社しか対応ができないものであることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 接続番号（単独回線）変更に伴う非常通報装置再設定業務委託（その5）

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社 関西営業部

3 随意契約理由

非常通報設備（以下、同設備）は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

今回、接続番号変更に伴い同設備において再設定を行う必要があるが、動作確認及び発報試験を行える業者は保守運用を行っている総合警備保障株式会社のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）